

# ファームバンキングサービス取扱規定

## 第1条 ファームバンキングサービス

1. ファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます。）の占有・管理するSPCソフトをインストールしたパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
  - (1) あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下、「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下、「入金指定口座」といいます。）へ資金移動する場合。
  - (2) 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座等につき所定の照会を行う場合。
  - (3) 総合振込明細、給与振込明細、賞与振込明細、口座振替依頼明細、口座振替結果明細等のデータ伝送を行う場合。
2. 端末による依頼は、依頼人が占有・管理する端末を使用して送信してください。
3. 入金指定口座への資金移動は、次の方法で取扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、入金指定口座支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
4. 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

## 第2条 資金移動の受付等

1. 本サービスにより資金移動を依頼する場合は、当金庫の定めた番号（登録方式）あてに送信を行い、同様に都度方式での送信も当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末により操作してください。
2. 当金庫で受信した暗証番号および端末の電話番号が、届出の暗証番号および端末の電話番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
3. ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
4. ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は指定の内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で資金移動の手続きをいたします。
5. 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（定期性総合取引規定を含みます。）当座勘定規定、当座貸越契約書または当座貸越約定書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
6. この取扱による1回あたりの資金移動金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出した金額の範囲内とします。
7. 以下の各号に該当する場合、資金移動はできません。
  - (1) 資金移動処理時に、振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額

が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

- (2) 支払指定口座が解約済のとき。
  - (3) 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行なったとき。
  - (4) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
  - (5) 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
8. 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

### 第3条 照会の受付等

1. 本サービスにより照会する場合は、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
2. 当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
3. すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

### 第4条 データ伝送の受付等

1. 本サービスによりデータ伝送をする場合は、当金庫との間で別に締結する「給与振込に関する協定書」、「預金口座振替に関する契約書（FB 取扱方式）」または「預金口座振替に関する契約書（データ伝送取扱方式）」の定めにしたがうものとします。
2. 当金庫が受信したセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）が、届出のセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）と一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

### 第5条 手数料等

1. 本サービス利用期間中は、毎月別にお知らせする基本手数料を支払ってください。
2. 本サービスによりデータ伝送での振込、資金移動を行う場合には、別にお知らせする振込手数料を支払ってください。
3. 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、別にお知らせする組戻手数料を支払ってください。
4. 基本手数料は、当金庫所定の振替日に、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、指定預金口座から自動的に引落します。

### 第6条 サービス利用時間

端末を利用した資金移動サービス・照会サービスおよびデータ伝送サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。

### 第7条 取引内容の確認

1. この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表、カー

ドローンご利用明細書等により取引内容を照合してください。なお、毎月資金移動取引明細表をお送りいたしますので、お取引口座の内容をご確認ください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

2. 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

## 第8条 免責事項

1. 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
2. この取扱いによる資金移動依頼の受付の際、当金庫で受信した支払指定口座の店番号、科目コード・口座番号および暗証番号と届出の支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
3. この取扱いによるデータ伝送の受付の際、当金庫で受信したセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）が届出のセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）と一致を確認して取扱いしましたうへは、暗証番号（パスワード）等につき当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 第9条 守秘事項

当金庫が提供するソフトウェアの設定内容を、当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩する事はできません。

## 第10条 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第11条 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる資金移動およびデータ伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面での通知のうえ取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

## 第12条 お届印

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。
2. 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第13条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定、および当座勘定貸越約定書、当座貸越契約書、当座貸越約定書により取扱います。

### 第14条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 第15条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)